

地方独立行政法人北海道立総合研究機構研究評価委員会設置要領

(趣旨)

第1 地方独立行政法人北海道立総合研究機構研究課題評価実施要綱第3の(1)に規定する研究評価委員会(以下「委員会」という。)の設置は、この要領の定めるところによる。

(委員会)

第2 委員会の設置は理事長が決定する。

- 2 委員会は、常任委員及び戦略研究専門委員(以下「専門委員」という。)をもって構成し、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、常任委員の互選により選任する。
- 4 委員長は、委員会を招集し、これを主宰する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故その他の理由によりその職務を行うことができないときは、これを代理する。

(常任委員)

第3 常任委員は、戦略研究及び重点研究等における次の各号に係る審議を委員会において行う。

- ア 研究評価に関すること
 - イ 研究評価制度に関すること
 - ウ その他、研究に関すること
- 2 常任委員は次のとおりとする。
- ア 常任委員は、7名程度とする。
 - イ 常任委員は、試験研究等に関し優れた見識を有する者の中から理事長が委嘱する。
 - ウ 常任委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(専門委員)

第4 専門委員は、専門とする戦略研究を担当し、その内容に関して、専門的な立場から次の各号に係る助言等を行う。

- ア 委員会における戦略研究の事前、中間及び事後評価に係る書面による助言等
 - イ 戦略研究検討チーム及び戦略研究チームに対する戦略研究の方針、内容、計画等に関する助言等
- 2 専門委員は次のとおりとする。
- ア 専門委員は、戦略研究ごとに数名程度とする。
 - イ 専門委員は、担当する戦略研究に関し専門的知見を有する者の中から戦略研究チームリーダーが推薦し、理事長が委嘱する。
 - ウ 専門委員の任期は、対象とする戦略研究の事前評価から実施期間最終年度の3月31日までの期間以内とする。

(事務局)

第5 委員会の事務局を、研究事業部に設置する。

2 事務局は、委員会の運営に関し必要な事務を執り行う。

(その他)

第6 任期満了後に委員会を新たに招集する場合など、委員長および副委員長が選任されていない場合には、理事長が委員会を招集する。

2 この要領に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年12月20日から施行する。

附則

この要領は、平成30年9月3日から施行する。

この要領の施行の際現に改正前の要領に基づく専門委員は、改正後の要領における戦略研究専門委員とみなす。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。